

2. 英国農業政策に関する調査

①2020年英国農業法制定までの経緯と特徴

1. 2020年英国農業法制定までの経緯と特徴¹

- 英国はEU離脱の日(2020年1月30日)にCAPから離脱した。
- 2018年EU離脱法(European Union (Withdrawal) Act)の下でEU規則が英国の国内法に置き換えられてきたが、英国の新たな農業政策を規定する法律は制定されていなかった。
- 2020年11月11日に英国議会で審議されてきた「Agriculture Bill 2019-2021」が女王陛下の裁可(Royal Assent)を受け、「2020年英国農業法(Agriculture Act 2020)」が成立した。
- **EUの制度は機能不全(dysfunctional)、トップダウン、過酷なペナルティ(draconian penalties)**であり、EU離脱後の農業政策の方向をめぐる議論では、「Green Brexit」(農業への助成は、水・空気・土壌・生物多様性等、農業が提供する公共財に対して行われるべきという考え方)に基づきEU離脱を契機として農業環境政策の強化を図ろうとする動きが2017年夏以降に英国政府内から出ていた²。
- 英国の新たな農業法はEU離脱後のCAPに代わる新しい農業政策として農業支援を中心に新たな法令上の枠組みを提供するものであり、具体的には、「**公的資金を公共財に(public money for public goods)**」の理念のもとで**CAPの直接支払を削減・廃止**し、環境の維持・向上に資する土地管理等に財政資金を提供する新たな「**環境土地管理(Environmental Land Management: ELM)**」を導入することが大きな柱となっている。
- CAPの下で英国の農業者は年間約47億ポンドの支援を受けていた。47億ポンドの約8割に相当する36億ポンドが第一の柱である直接支払によるものであり、地域別で見ると支払い額全体の6割超がイングランド向けであった(2019年、次頁参照)。
- **農家所得に占めるCAP支払いの恩恵は大きく**、Defraによると2018年はCAPの直接支払がなければ、42%の農業者はコストが収入を上回る状況であった³。CAPの支援がなくなる中で農家所得を安定させるためには、**ELMを中心とする英国農業法の新たなスキームが農家所得を十分に保障するものでなければならない**ことを意味する(なお、後述のとおり、ELM等の新たな農業スキームへの移行はイングランドのみが対象)。

1. 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開－農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて－」2021年、4頁を主に参照。
2. Defra, The Path to Sustainable Farming: An Agricultural Transition Plan 2021 to 2024, p.6; 和泉真理「EU離脱後の英国農業政策の行方－農業環境政策からGreen Brexitへの展開－」『農業問題研究』第50巻、第2号、2019年、24-28頁。
3. House of Commons Library, “Farm funding: Implementing new approaches,” p.20, March 15, 2023.

2. 英国農業政策に関する調査

①2020年英国農業法制定までの経緯と特徴

図表：英国のCAP予算額の推移

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
										ユーロ	ポンド
イングランド	2,761	2,696	2,777	2,792	2,714	2,533	2,626	2,525	2,474	2,672	2,999
ウェールズ	413	417	426	406	413	367	338	356	397	397	446
スコットランド	779	826	840	819	757	799	584	732	698	784	880
北アイルランド	384	388	390	400	415	410	379	361	365	379	422
英国全体でのCAP予算額	4,337	4,327	4,433	4,417	4,299	4,109	3,927	3,974	3,934	4,229	4,746
第一の柱	3,424	3,309	3,348	3,326	3,234	3,150	3,121	3,171	3,174	3,228	3,623
直接支払	3,325	3,304	3,290	3,285	3,195	3,112	3,035	3,080	3,126	3,186	3,576
市場価格支援	99	5	58	41	39	38	86	91	48	42	47
第二の柱	913	1,018	1,085	1,091	1,065	959	806	803	760	1,001	1,123
農村振興基金	512	653	742	752	798	709	641	542	581	776	871
共同支出	401	365	343	339	267	250	165	261	179	225	253

(出所) House of Commons Library, *Farm funding: Implementing new approaches*, p.19, March 15, 2023.

図表：農家所得に占めるCAP支払いの割合(2019年、100万ポンド)

	CAP支払い 合計	農業収入 合計(TTIF)	TTIFに占めるCAP 支払いの割合
英国全体	3,343	5,278	63%
イングランド	2,209	3,995	55%
ウェールズ	291	261	111%
スコットランド	529	732	72%
北アイルランド	290	290	100%

(出所) House of Commons Library, "Farm funding: Implementing new approaches," p.21, March 15, 2023.

2. 英国農業政策に関する調査

②2020年英国農業法の適用範囲

2. 2020年英国農業法の適用範囲

- 英国は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの「国」で構成される連合王国である。
- 英国では英国政府と各構成国との間の取決め(settlements)により、農業に係る権限は各構成国に権限移譲されてきた。
- EU加盟時はEUルールのもとで各構成国の政策は一定程度収斂していたが、EU離脱により各構成国に農業に係る権限が戻った。
- そのため、2020年英国農業法は一部を除きすべての構成国に適用されるわけではなく、ELM等の新たな農業支援スキームや農産物市場への介入に係る規定はイングランドのみに適用される。各構成国に適用される2020年英国農業法の規定は次頁のとおりである。

(出所) 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開－農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて－」2021年、5頁。

図表：EU離脱後の各構成国の農業法

イングランド	■ 2020年英国農業法 (Agriculture Act 2020)
スコットランド	■ 2020年農業法 (2020年農業 (EU法の維持・データ) (スコットランド) 法、Agriculture (Retained EU Law and Data) (Scotland) Act 2020)
ウェールズ	■ 2022年ウェールズ農業法 (Agriculture (Wales) Bill 2022)
北アイルランド	■ 北アイルランドの将来の農業政策に関する決定 (Future Agricultural Policy Decisions for Northern Ireland)

(出所) 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開－農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて－」2021年、7頁：Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs (Northern Ireland), Future Agricultural Policy Decision for Northern Ireland, June 21, 2023等。

2. 英国農業政策に関する調査

②2020年英国農業法の適用範囲

図表：各構成国に適用される2020年英国農業法の規定

適用される構成国	適用される主な規定
英国全体	■ 食料安全保障に係る規定(第2編第1章) ■ サプライチェーンにおける公正な取引義務に係る規定(第3編第2章) ■ 肥料規制に係る規定(第33条) ■ 動物の個体識別・トレーサビリティに係る規定(第34条) ■ 有機産品に係る規定(第38条、第39条) ■ WTO農業協定上の義務の遵守に係る規定(第6編)／等
イングランドのみ	■ 新たな農業支援スキームに係る規定(第1編) ■ 農産物市場への介入に係る規定(第2編第2章) ■ サプライチェーンにおけるデータの収集と共有(第3編第1章)／等
北アイルランド、ウェールズのみ	■ 北アイルランドにおける現行の農業支援スキームの維持に係る法的根拠等に係る規定(第7編) ■ ウェールズにおける新農業法の適用期間(第7編)

(出所) 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開－農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて－」2021年、5頁(一部表現を変更)。

2. 英国農業政策に関する調査

③英国農業法に対するステークホルダーの評価

3. 英国農業法に対するステークホルダーの評価¹

3.1. 「公的資金を公共財に」概念への支持

- 農業団体や環境団体は、概ね「公的資金を公共財に」の考え方に賛同している。
- 農業者は食料生産も公共財に含めることを望んだが、環境重視派は食料は公共財に該当しないとして反対した。

3.2. 英国農業法の実施に対する評価

- 農業セクターは、直接支払の削減を新たなスキームが十分に埋め合わせができるかに懸念を抱いていた。
- 英国ファーマーズユニオン(NFU)等は、農業者が意思決定できるようDefraに制度の詳細を明らかにするように求めている。また、新たなスキームが農業生産に与える影響について影響評価をするようDefraに求めているが、影響評価が実施されないことを批判していた。
- 一方、環境団体の中にはELMを評価する団体もあったが、多くの環境NGOはELMの内容が気候変動や自然の危機に対応するのに不十分との不満を抱いており、2021年12月にELMの一つである「持続可能な農業インセンティブ(Sustainable farming incentive: SFI)」の内容が公表された際に「野心が衝撃的なまでに欠けている(shocking lack of ambition)」との懸念を表明する団体もあった。

(出所) House of Commons Library, "Farm funding: Implementing new approaches," pp.55-60, March 15, 2023.。

2. 英国農業政策に関する調査

④2020年英国農業法の主な内容

4. 2020年英国農業法の主な内容

■ 2020年英国農業法の主な内容は以下のとおりである。

- ① イングランドを対象とした新たな農場支援施策。CAPの直接支払は農地面積に基づき支払いが行われていたが、2021年から7年かけて直接支払は削減・廃止。新たなスキームでは環境やアニマルウェルフェアの向上といった公共財の創出に貢献した農業者に支払いを行う。
- ② 例外的条件下における農業市場への介入。介入の方法としては、農業者への財政的支援や公的介入、民間の貯蔵支援スキーム (private storage aid schemes) などがある。
- ③ サプライチェーンにおける農業者と食料製造者のための透明性や公正さ (fairness) の向上のための措置。措置のやり方としては、データの収集・共有に関する新たな要件の導入、農産物の購入者に対する公正な取引義務、生産者団体 (Producer Organisations) に関する新たな措置の導入がある。
- ④ 販売基準及び枝肉分類 (carcass classification) に関する措置。
- ⑤ WTO農業協定の義務を満たすための措置。

■ 2020年英国農業法の構成は次頁のとおりである。

2. 英国農業政策に関する調査

④2020年英国農業法の主な内容

第1編: 財政上の支援

第1章: 財政上の支援に係る新たな権限

- 第1条: 財政上の支援を行う大臣の権限
- 第2条: 財政上の支援: 形式、要件、委任、情報の公表
- 第3条: 財政上の支援: 確認、執行、監視
- 第4条: 複数年財政支援計画
- 第5条: 財政支援額に係る年次又はその他のレポート
- 第6条: 財政支援の影響に係る監視等

第2章: EU離脱後の直接支払

- 第7条: 「基礎支払いスキーム」やその他の第2章における表現の意味
- 第8条: イングランドにおける農業の移行期間と関連支払いの終了
- 第9条: 基礎支払いに適用される法令に係る修正権限
- 第10条: 2020年以降の基礎支払い継続に係る権限
- 第11条: 直接支払の段階的廃止に係る権限
- 第12条: 切り離し支払いに係る権限
- 第13条: 関連支払いに代わり一括支払いを実施する権限

第3章: EU離脱後のその他の財政上の支援

- 第14条: 農業者やその他の受給者への支払いに関連する一般的規定
- 第15条: 野菜・果樹生産団体への支援
- 第16条: 農村振興への支援
- 第17条: 継続するEUプログラム: 財政上の支援を行う権限
- 第18条: 保持されたEU法令

第2編: 食料・農業市場

第1章: 食料安全保障

- 第19条: 英国の食料安全保障について議会への報告義務

第2章: 農産物市場への介入

- 第20条: 例外的な市場状況に関連した宣言
- 第21条: 例外的な市場状況: 大臣の権限
- 第22条: 例外的な市場状況や一般的な目的に関連して保持されたいくつかのEU法令に係る修正

第3編: 農業・食料サプライチェーンにおける透明性と公平性

第1章: データの収集と共有

- 第23条: 農業・食料サプライチェーン: 情報提供の請求
- 第24条: 「農業・食料サプライチェーン」の意味
- 第25条: 情報提供の請求に係る目的の特定
- 第26条: 第23条第1項に基づく請求: 請求案の公表義務
- 第27条: 請求された情報の提供、情報の加工に係る制限
- 第28条: 情報の請求の実施

第2章: サプライチェーンにおける農産品の生産者とその他の者の公平な取引

- 第29条: 農産品の購入に係る公平な取引義務

第3章: 生産者組織

- 第30条: 生産者組織・部門間(inter-branch)組織など: 認定申請
- 第31条: 認定組織: 競争の免除その他の規定
- 第32条: 第30条及び第31条に基づく規則

第4編: 農業や農村に関する事項

第33条: 肥料

第34条: 動物の個体識別、トレーサビリティ

第35条: 赤身肉課徴金: グレートブリテンの課徴金組織間における支払い

第36条: 農業上の貸借

第5編: 農産品

第37条: 販売基準

第38条: 有機産品

第39条: 有機産品: 補足

第40条: 枝肉の分類

第41条: 第37条に基づきワイン部門のために修正を行う権限

第42条: 自由貿易協定に係る報告

第6編: WTO農業協定

第43条: WTO農業協定の遵守を確保するための規則制定に係る権限

第44条: 第43条に基づく規則: 英国内の国内支持に係る規定の制限

第45条: 第43条に基づく規則: 国内支持の分類

※第7編(ウェールズ、北アイルランド)と第8編(一般的・最終規定)は省略

2. 英国農業政策に関する調査

⑤財政上の支援(2020年英国農業法)

5. 財政上の支援:対象となる目的

- 2020年英国農業法は、国務大臣(Secretary of State)が様々な目的に基づき財政的支援を提供する権限を認めている。2020年英国農業法の第1条(1)項で列挙されている財政支援の対象となり得る目的は以下のとおりである。

項	目的	取組の例
第1項		
a	環境を保護または改善する土地や水の管理	■ 清浄な大気や水といった環境上の成果の提供等。 ■ 取組や利益の例:アンモニアの吸収や窒素堆積の影響を受けやすい生息地の保護のための植林へのインセンティブとなる／等
b	農村や農地、森林へのパブリックアクセスや環境理解の改善への支援	■ 土地が持つ環境上の利益の理解の手助けとなる支援等。 ■ 取組や利益の例:林業者が学校の教育的目的による訪問や環境との関わりや学習に資する施設を提供する。アグロエコロジーの情報共有のために農業者に財政上の支援を提供する／等
c	文化または自然遺産を維持・回復・向上させる土地または水の管理	■ 考古学、建築学的、美術史的、伝統的関心上重要なモニュメント、場所、歴史的な場所、景観などを含む。地理的な資産(geographical assets)や文化的遺産を含む。 ■ 取組や利益の例:歴史的な農業建築物、空積みの壁(dry stone walls)、石灰岩の舗装の保全を含む。美や遺産、環境への関与といった社会的利益を有する研究、教育、レクリエーション、観光に貢献する／等
d	気候変動の緩和または適応のための土地や水、または家畜の管理	■ 取組や利益の例:炭素貯蔵やCO2の大気中への排出削減のための泥炭地の回復へのインセンティブとなる／等
e	環境危害(environmental hazards)から防止、抑制、保護するための土地または水の管理	■ 環境に対する、または環境による危険を含む。 ■ 取組や利益の例:土壌の多孔性の向上による洪水リスクの軽減／等

2. 英国農業政策に関する調査

⑤財政上の支援(2020年英国農業法)

項	目的	取組の例
第1項(続き)		
f	家畜の衛生またはウェルフェアの保護または改善	■ 動物の衛生やウェルフェアの向上、風土病の低減、家畜の良好管理や健康の維持のために農業者や獣医師、その他団体への活動支援等。 ■ 取組や利益の例:健康や病気管理スキーム、特定の病気の試験への財政上の支援、健康状態への悪影響の軽減や動物としての生理生態の発現を可能にする用具へのアクセス確保などによるアニマルウェルフェアの強化への参加を促進する／等
g	在来の家畜や馬、またはそれらの動物に関する遺伝資源の保全	■ 取組や利益の例:遺伝資源が持続的に食料生産、または気候変動や新たな病気への適応力を向上させるため、農業者の希少種や在来種の飼育への投資を促進する／等
h	植物の衛生の保護または改善	■ 野生植物種や農業・園芸作物、樹木、低木(bush)を含む。 ■ 取組や利益の例:導入と有害な害虫や病気の拡散リスクを軽減する林業や園芸セクターの取組の支援／等
i	農業、園芸、または林業で栽培または使用されている植物や、その野生種または関連する遺伝資源の保全	■ 取組や利益の例:新たな病気への適用力を向上させる野生植物種の保全や利用の取組への支援とそれによる回復力やバイオセキュリティの強化／等
j	土壌の質の保護または改善	■ 取組や利益の例:土壌のモニタリングや研究など土壌の健全性を向上させるための農業者の意思決定や土壌管理を支援する措置。土壌の健全性を保護・促進する慣行への農業者の投資促進／等

2. 英国農業政策に関する調査

⑤財政上の支援(2020年英国農業法)

項	目的	取組の例
第2項		
a	農業、園芸、林業の開始または生産性向上	■ 生産性向上や環境上の利益をもたらす器機への農業者の投資促進にも利用可能。 ■ 取組や利益の例: 農業者がスラリー(家畜の排せつ物が発酵したもの)のための精密設備の購入が可能になる助成や融資。これにより農業者の肥料使用量やコスト、アンモニア排出量が削減される／等
b	生産者による、または生産者のための付随する活動への支援	■ 農業・園芸・林産品の販売、マーケティング、包装、加工、流通といった付随活動への財政的支援も可能。 ■ 取組や利益の例: 財源は生産者が実施する活動に提供／等

(出所) House of Commons Library, *The Agriculture Act 2020 (Briefing Paper)*, December 3, 2020, pp.19-22.

2. 英国農業政策に関する調査

⑥2020年英国農業法の移行スケジュール／各施策の移行スケジュール

1. 2020年英国農業法の各施策の移行スケジュール

- 2020年英国農業法第8条第1項にて、イングランドの**農業移行期間 (agricultural transition period)**は**2021年から7年間**と規定されている(すなわち、2021年から2028年)。
- 2020年英国農業法第11条は、国務大臣は規則により農業移行期間中にイングランドに関連するCAPの基礎支払スキームに基づく直接支払を段階的に廃止するための規定や関連規定を策定することを認めている。
- ELMの導入及びCAPに基づく直接支払とカントリーサイド・スチュワードシップ (Countryside Stewardship: CS) からの移行スケジュールは下記のとおりである(CSについては「環境土地管理スキーム (ELM) : カントリーサイド・スチュワードシップ (CS)」の項にて後述)。

図表: ELMの導入と直接支払等からの移行スケジュール

		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
ELM	ELMスキームの設計									
	ELMのテスト及び試行									
	ELMのパイロット事業									
	ELMスキームの実施						2024年から本格開始			
既存スキームからの移行	直接支払の段階的削減・廃止			2021年から段階的に削減、2027年に廃止						
	カントリーサイド・スチュワードシップからの移行									

(出所) Defra, *Environmental Land Management Policy discussion document*, February 2020, p.38に基づきMURC作成。

2. 英国農業政策に関する調査

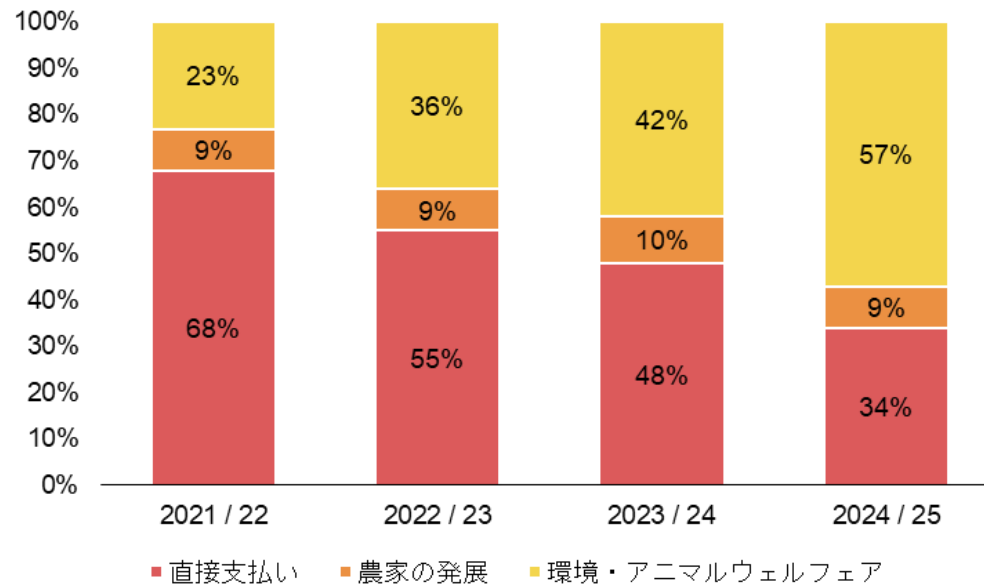
⑥2020年英国農業法の移行スケジュール／移行期における政策部門別の予算割合

2. 2020年英国農業法の移行期における政策部門別の予算割合

- イングランドの新たな農業政策体系を「環境及びアニマルウェルフェアの成果創出に係る支払い」、「農業の更なる発展に向けた支払い」、「直接支払」の3つに分類した場合における各政策の予算割合の推移は下記のとおりである。
- 前述のとおり、**直接支払は2021年から段階的に削減**されることになっており、対して「**環境及びアニマルウェルフェアの成果創出に係る支払い**」が**増加する**見込みである。生産性向上のための投資促進や研究開発、新規就農促進等に関する「農業の更なる発展に向けた支払い」の予算割合は継続的に10%程度確保される見通しである。

（出所） 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開－農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて－」2021年、10頁。

図表：政策部門別の予算割合の推移



（出所）Defra, "The Path to Sustainable Farming: An Agricultural Transition Plan 2021 to 2024, 2020," p.26.

2. 英国農業政策に関する調査

⑦直接支払の削減・廃止(2020年英国農業法)

1. 直接支払の削減の方法¹

- 2021年から開始される直接支払の削減は、累進的な方法によって行われる。
- 下記の図表は、支払いバンド別の直接支払削減率を示している。2021年に40,000ポンドの直接支払受給権を有する場合、30,000ポンド分については5%の削減率が適用され、次の10,000ポンド分については10%の削減率が適用されるという考え方である。従って、40,000ポンドの受給権を持つ農業者の2021年の直接支払受給額は、37,500ポンドとなる。

$$30,000 \times 0.05 + 10,000 \times 0.1 = 28,500 + 9,000 = 37,500 \text{ポンド (2021年の受給額)}$$

2. 土地面積からの支払いの切り離し²

- これまで直接支払の支払額は土地面積に応じて算定されてきた。
- 2024年にはこの仕組みを止め、支払額の算定を土地面積から切り離す(delink)する予定となっている。
- 切り離し後は、今後設定される参照期間(reference period)中のデータに基づいて支払額が算定され、この算定額に対して累進的な削減率が適用されることになっている。
- 土地面積と支払いが切り離されるため、切り離し後の支払いを受給するうえで土地の所有は必ずしも必要ではなくなる。この方法により直接支払いからの移行がより簡潔になると見込まれている。

3. 離農による一括支払い³

- 離農を希望する者に対して、2022年に一括の離農支払い(lump sum exit payments)を行うことが予定されている。
- これは、離農希望者が2028年までに残存する移行期間中に受領する資格のある直接支払の金額について、毎年の支払いに代わり一括で支払を受領することができる仕組みである。

図表: 支払いバンド別の直接支払削減率

支払いバンド (payment band)	2021	2022	2023	2024
～30,000ポンド	5%	20%	35%	50%
30,000ポンド～50,000ポンド	10%	25%	40%	55%
50,000ポンド～150,000ポンド	20%	35%	50%	65%
15万ポンド超	25%	40%	55%	70%
累積削減額(削減された金額は 農業者のための他のプログラム に回される)	169百万 ～179百 万ポンド	427百万 ～447百 万ポンド	703百万 ～733百 万ポンド	970百万 ～1,010 百万ポン ド

(出所) Defra, The Path to Sustainable Farming: An Agricultural Transition Plan 2021 to 2024, 2020, p.63.

(出所) 1) 桑原田智之「英国の『農業法2020』等に基づく新たな農業政策の展開―農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて―」2021年、10頁; Defra, The Path to Sustainable Farming: An Agricultural Transition Plan 2021 to 2024, 2020, p.63.

2) 同上、11頁; Ibid., pp. 63-64.

3) 同上、11頁。

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／スキームの概要と評価

1. 環境土地管理スキームの概要

- 環境土地管理スキーム(Environmental Land Management scheme: ELM)は、英国の25か年環境計画(25 Year Environment Plan)と2050年までに排出量ネットゼロ公約の達成を目指しつつ、農村経済を支援することを意図した政策である。
- ELMはCAPに代わる農業者に対する財政的支援であり、DefraはELMを通じて農業者が公共財(public goods)を生み出し、環境に多大な貢献をすることを支援としている¹。
- ELMに関連するスキームは2021年から2024年にかけてパイロット事業が実施され、2024年より本格導入となる予定である。
- ELMは、「持続可能な農業インセンティブ(Sustainable farming incentive: SFI)」、「地方の自然の回復(Local nature recovery)」、「景観回復(Landscape recovery)」の3つのスキームによって構成されている(各スキームの概要は次ページ参照)。なお、地方の自然の回復は、2023年1月にカントリーサイド・スチュワードシップ・プラス(Countryside Stewardship Plus)になることが公表されている。
- 持続可能な農業インセンティブは「誰もが参加できるスキーム(universal scheme)」という位置づけであり、それまで農業環境スキームに参加してこなかった農業者にとっても魅力があつて複雑でないものにすることが目指されている²。一方で、地方の自然の回復と景観回復の支払いを得るためには競争要素が含まれさらに高い取組みの水準が求められる。
- ELMのもと、農業者や土地管理者は以下のような環境に貢献する取組をすることで支払を受けることができる。
 - 清潔で豊富な水
 - きれいな空気
 - 植物と野生生物の繁栄
 - 環境ハザードからの保護
 - 気候変動の緩和と適応
 - 美しさ、遺産、環境への取組

(出所)

1. 以下の内容は次の資料に基づいている。House of Lords Library, “Environmental land management: Recent changes to the sustainable farming incentive and countryside stewardship schemes,” January 18, 2024, https://lordslibrary.parliament.uk/environmental-land-management-recent-changes-to-the-sustainable-farming-incentive-and-countryside-stewardship-schemes/?_cf_chl_f_tk=6CfZZG5c_OzuCIKWrpPJiz7O.XsaMuTXUm0ReeQZxo-1706882299-0-gaNycGzNEdA#ref-16.
2. House of Commons Library, “Farm funding: Implementing new approaches,” p.35, March 15, 2023; Defra, “Supporting the tenanted sector in England,” January 8, 2024, <https://defrafarming.blog.gov.uk/2024/01/08/supporting-tenant-farmers-in-england/>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／スキームの概要と評価

図表：ELMの各スキームの概要

スキーム	概要
持続可能な農業インセンティブ (Sustainable Farming Incentive: SFI)	■ 食料生産とともに自然環境を保護・増進することができる持続的な農業慣行を採用・維持することを目的とした農業者への支払い。(家畜の健康やウェルフェアの向上、投入物使用の最適化、自然資源のより良い活用を含む。
農村自然回復 (Local Nature Recovery)	■ 特定の場所や機能、生息地に関連する目的を絞った行動への支払い。 ■ カントリーサイド・ステュワードシップ(Countryside Stewardship: CS)のよいところを残し、より多くの農業者にとって魅力的なものにするために新たな要素を追加することを予定。 ■ 2024年末以降、CSからの円滑な移行を予定。
景観回復 (Landscape Recovery)	■ 自然環境を増進するため、オーダーメイドの長期的大規模プロジェクトに費用を支払う。

(出所) Defra, “[Environmental Land Management \(ELM\) update: how government will pay for land-based environment and climate goods and services](#),” June 21, 2023に基づきMURC作成。

2. 環境土地管理スキームの実施状況・評価

■ 英国政府がELMの運用を試験的を開始して以来、その複雑性や不確実性が批判されてきた。主な批判は以下のとおりである¹。

①スキームの不確実性

- 2022年1月には、下院決算委員会(House of Commons Public Accounts Committee)が公表した報告書の中で、政府はELMがどのように機能するのか詳細を示しておらず農業者はスキームを利用するための事業計画を立てられないと批判されている。また、ELMがどのように農業者の生産性や環境上の恩恵をもたらすのか十分に明確にしていけないとも批判されており、英国政府は批判を受けてさらなる情報提供をする意向を示したが、2023年11月に公表された下院環境監査委員会(House of Commons Environmental Audit Committee)での報告書でもELMが機能するのか依然として不確かであると指摘がなされている。

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／スキームの概要と評価

2. 環境土地管理スキームの実施状況・評価(続き)

② 不十分な支払い

- 英国ファーマーズ・ユニオン(National Farmers Union)は、高地農家(upland farmers)が持続可能な農業インセンティブとカントリーサイド・ステewardシップによって得た支払い額はCAPの直接支払よりも37%少なくなっており、高地農家はELMへの移行によって所得の減少に直面していると批判した。
- 2024年1月にDefraより農業移行計画の更新が公表された。ELMIに関する主な変更点は以下のとおりである。
- SFI及びカントリーサイド・ステewardシップの支払いを全体で平均して10%増額する。既存の合意には自動的に適用
 - SFIとカントリーサイド・ステewardシップの中度事業(mid tier)に同時に申請できるようにするため、単一申請プロセスを導入
 - 既存の環境資産を維持する農業者の行動にさらなる支援を提供(草地や湿地及び低木林の維持等)
 - 優先度の高い行動に対する追加支払いの導入
 - ELMに約50の新たな環境行動を導入

(出所)。House of Lords Library, "Environmental land management: Recent changes to the sustainable farming incentive and countryside stewardship schemes," January 18, 2024, https://lordslibrary.parliament.uk/environmental-land-management-recent-changes-to-the-sustainable-farming-incentive-and-countryside-stewardship-schemes/?__cf_chl_f_tk=6CfZZG5c_OzuClKWrpPJiz7O.XsaMuTXUm0ReeQZxo-1706882299-0-gaNycGzNEdA#ref-16.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／持続可能な農業インセンティブ(SFI)／支払い対象となる行動と支払い額

3. 持続可能な農業インセンティブ(SFI)

(1) 支払い対象となる行動と支払い額

- SFI合意の継続期間は3年間。毎年、行動や対象の土地を増やすことができる。
- 年間支払い額は、SFI行動の対象となる土地の面積や生垣の長さによって決まる。
- 支払いは四半期ごとの分割払いである。
- 支払い対象となる行動と年間支払い額は下記のとおり。

(出所) Defra, *Sustainable Farming Incentive (SFI) Handbook for the SFI 2023 offer*, 2023, p.11.

図表：2023年のSFIの行動と年間支払い額

行動		コード	年間支払い額
土壌のための行動 (Actions for soils)	土壌評価、土壌の有機物質のテスト、及び土壌管理計画の作成	SAM 1	ヘクタール当たり5.80ポンド 合意ごとに95ポンドの追加支払い
	多用な種の冬被覆作物	SAM 2	ヘクタール当たり129ポンド
	草本の草地	SAM 3	ヘクタール当たり382ポンド
荒地のための行動 (Actions for moorland)	荒地の評価と書面による記録の作成	MOR 1	ヘクタール当たり10.30ポンド 合意ごとに265ポンドの追加支払い
生垣のための行動(※) (Actions for hedgerows)	生垣の状態の評価と記録	HRW 1	100メートル当たり3ポンド(片側)
	生垣の管理	HRW 2	100メートル当たり10ポンド(片側)
	生垣の樹木の維持または定着	HRW 3	100メートル当たり10ポンド(両側)

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／持続可能な農業インセンティブ(SFI)／支払い対象となる行動と支払い額

	行動	コード	年間支払い額
総合的病害虫・雑草管理のための行動(※) (Actions for Integrated pest management)	総合的病害虫・雑草管理(IPM)の評価と計画の作成 (本行動はSFI合意に適用されるものであり、特定の土地面積を対象とするものではない)	IPM 1	年間989ポンド
	花が豊かな草によるへり、区画、耕地内の細長い一片の土地(in-field strips)	IPM 2	ヘクタール当たり673ポンド
	耕地及び園芸農地における随伴作物	IPM 3	ヘクタール当たり55ポンド
	農業作物及び永年作物への殺虫剤の不使用	IPM 4	ヘクタール当たり45ポンド
栄養管理のための行動(※) (Actions for nutrient management)	栄養管理の評価及びレビュー報告書の作成	NUM 1	年間589ポンド
	改善された草地における野菜	NUM 2	ヘクタール当たり102ポンド
	野菜の休閑地	NUM 3	ヘクタール当たり593ポンド
耕地及び園芸農地における農地の野生生物のための行動(※) (Actions for farmland wildlife on arable and horticultural land)	花粉と蜜の花の混合	AHL 1	ヘクタール当たり614ポンド
	耕地及び園芸農地における冬の鳥のエサ	AHL 2	ヘクタール当たり732ポンド
	草原の角地及び区画	AHL 3	ヘクタール当たり590ポンド
改善された草地における農地の野生生物のための行動(※) (Actions for farmland wildlife on Improved grassland)	改善された草原の角地または区画を管理から外す	IGL 1	ヘクタール当たり333ポンド
	改善された草原における冬の鳥のエサ	IGL 2	ヘクタール当たり474ポンド

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／持続可能な農業インセンティブ(SFI)／支払い対象となる行動と支払い額

行動		コード	年間支払い額
緩衝地帯のための行動 (Actions for buffer strips)	改善された耕地及び園芸農地における4メートルから12メートルの草地による緩衝地帯	AHL 4	ヘクタール当たり451ポンド
	改善された草原における4メートルから12メートルの草地による緩衝地帯	IGL 3	ヘクタール当たり235ポンド
低い投入物の草地のための行動 (※) (Actions for low Input grassland)	非常に低い栄養投入物を伴う草地の管理(極度に条件が不利な地域(Severely Disadvantaged Areas: SDAs)を除く)	LIG 1	ヘクタール当たり151ポンド
	非常に低い栄養投入物を伴う草地の管理(SDAs)	LIG 2	ヘクタール当たり151ポンド
追加的な支払い	共用地の追加支払い(共用地について2人以上がSFIに申請した場合)	—	ヘクタール当たり6.15ポンド
	SFI管理支払い(関連するSFI行動に加入する最初の50ヘクタールが上限、単一事業確認者(Single Business Identifier: SBI)ごと)	—	ヘクタール当たり20ポンド

(※)2023年に新たに追加された行動。

(出所)Defra, "Sustainable Farming Incentive (SFI) Handbook for the SFI 2023 offer," 2023, pp.9-10.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／持続可能な農業インセンティブ(SFI)／年次衛生福祉点検

(2) 年次衛生福祉点検の目的

- **年次衛生福祉点検(annual health and welfare review)**はSFIの一部であり、家畜農家が獣医または獣医によって選ばれたチームが農場を訪問し、加入資格のある家畜の健康とウェルフェアのレビューを実施するための支払いを受けることができる仕組みである。
- このレビューは**監査やコンプライアンスを目的としたものではない**。牛ウイルス性下痢(BVD)や豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)、ヒツジの寄生虫といった風土病の低減、家畜のウェルフェア向上、生産性向上、家畜用医薬品やワクチンの適切な使用などに寄与することが目的である。

(3) 年次衛生福祉点検の対象農家

- 支払いを受けるには家畜ごとに**頭数の要件**が定められており、受給農家は下記のうち1つの要件を満たす必要がある。
- 支払いは家畜の種類ごとに行われる(1頭ごとではない)。
- 支払いは、風土病若しくは状態のテストのコストを補填するものである。支払い額は、テストに要する時間や分析に要するコストに基づいているため、家畜ごとに金額が異なる。
- Defraはレビュー結果の報告書を見せるよう要求することはしないが、支払いを受けるためには、レビューが実施された証明として農業者はレビューのサマリーを農村地域支出庁(Rural Payment Agency: RPA)に提出しなければならない場合がある。

図表：年次衛生福祉点検の加入要件と支払い額

家畜	頭数要件	支払い額
肉牛	11頭以上	522ポンド
乳牛	11頭以上	372ポンド
羊	21頭以上	436ポンド
豚	51頭以上	684ポンド

(出所) GOV.UK, "SFI annual health and welfare review," March 30, 2022, <https://www.gov.uk/guidance/sfi-annual-health-and-welfare-review>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／持続可能な農業インセンティブ(SFI)／年次衛生福祉点検

(4) 年次衛生福祉点検の内容

- レビューは柔軟性があり農業者と獣医師が見るべき健康とウェルフェアについて優先順位を決めることができるが、レビューには必須となる家畜のテストを含めなければならない、獣医師が結果をもとに家畜の健康とウェルフェアの向上に資する行動を提案する。
- レビューの必須事項
 - 推奨基準(乳牛及び肉牛のBVD、羊の寄生虫、豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS))に準拠した家畜種の風土病または状態の検査
 - 家畜の健康とウェルフェアに関する獣医師の助言(跛行、ボディコンディショニング、モビリティスコアリングなどの問題を含む)
 - 家畜の健康とウェルフェアを改善するための合意された推奨事項と行動とともに、獣医によって作成された書面による報告書とその要約
 - Defra及びRPAとの情報の共有
- レビューのオプション事項
 - バイオセキュリティ対策のチェックと改善のためのアドバイス
 - 抗生物質や予防接種など、農場で使用されている薬に関する推奨事項

(出所) GOV.UK, "SFI annual health and welfare review," March 30, 2022, <https://www.gov.uk/guidance/sfi-annual-health-and-welfare-review>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／カントリーサイド・スチュワードシップ(CS)

1. カントリーサイド・スチュワードシップ(CS)の概要

- カントリーサイド・スチュワードシップ(CS)は、農業者や林業家、土地管理者が環境を保護・改善するための財政的なインセンティブを提供する仕組みであり、以下に挙げる自然環境の保護と改善を目的としている。
 - 生物多様性の増加
 - 生息地の改善
 - 森林地帯の拡大
 - 水質改善
 - 大気質の改善
 - 自然を活かした洪水管理(NFM)
- CSは以下の8つの助成によって構成されている。
 - ① 資本助成(Capital Grants)：中度事業(Mid Tier)の一つ。4つのグループ(境界・樹木・果樹園、水質、大気質、自然を活かした洪水管理)における環境上の利益を達成するための助成。合意期間は3年間。
 - ② 高度事業資本助成(Higher Tier Capital Grants)：助成の一部は高度事業に位置付けられる。3年間に合意に基づき既存の高度事業と同等の追加的な環境上の利益を達成するための助成。
 - ③ 保護・インフラ助成(Protection and Infrastructure grants)：森林地帯の管理の向上支援とビーバーの行動による影響の管理のための助成。
 - ④ 森林地帯管理計画(Woodland Management Plan: WMP)助成：10年間の森林地帯管理計画を作成するための1回限りの助成。助成を受けるためには英国の林業基準(UK Forestry Standard: UKFS)を完全に遵守しなければならない。
 - ⑤ 森林地帯樹木健康(Woodland Tree Health: WTH)助成：樹木の健康上の被害発生後、森林地帯を回復または改善するための支援。
 - ⑥ 実施計画(PA1)と実現可能性調査(PA2)助成：より複雑な合意やプロジェクトのための資金を提供。
 - ⑦ 高度事業(Higher Tier)：高度事業は、環境上最も重要な地点(共有地や森林地帯など)における複数年の管理オプションと助成である。
 - ⑧ 中度事業と野生生物提供(Mid Tier and Wildlife Offers)：野生生物の多様性や水質、大気質、自然を活かした洪水管理を向上のため、複数年の管理助成と資金助成による自然環境の保護と増進。

(出所) Gov.UK, "Countryside Stewardship: get funding to protect and improve the land you manage (Guidance), <https://www.gov.uk/guidance/countryside-stewardship-get-funding-to-protect-and-improve-the-land-you-manage>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／カントリーサイド・ステュワードシップ(CS)

2. カントリーサイド・ステュワードシップ(CS)の例

- カントリーサイド・ステュワードシップの「grant finder (CSの助成スキームの内容や申請資格の有無等を確認できる英国政府のウェブページ)」で確認すると、2024年2月現在で260のプログラムが存在する。
- 後述のとおり英国の環境政策の下で農業は、野生生物の生息地の維持・回復や保護地域良好状態の改善、水質改善などの目標達成への貢献が期待されている。一例として、上記「grant finder」で「受粉媒介者と野生生物(Pollinators and wildlife)」を選択すると24のプログラムを見つけることができる。

WT2: 耕地の畑の池や溝の緩衝化 (Buffering in-field ponds and ditches on arable land)

AB1: 蜜花の混合 (Nectar flower mix)

AB4: ヒバリの区画 (Skylark plots)

AB3: カブトムシの土盛り (Beetle banks)

AB5: タゲリの巣の区画

AB6: 越冬株の改善 (Enhanced overwinter stubble)

AB8: 花が豊かなヘリと区画 (Flower-rich margins and plots)

AB7: ホール・クロップ穀物 (Whole crop cereals)

AB9: 冬鳥のエサ (Winter bird food)

AB11: 耕地植物の栽培地 (Cultivated areas for arable plants)

AB12: 農地鳥のための補助的な冬期給餌 (Supplementary winter feeding for farmland birds)

AB16: 秋播バンプルバード混合 (Autumn sown bumblebird mix)

GS3: 鳥類の冬期のエサになるライグラスの種子セット (Ryegrass seed-set as winter food for birds)

GS17: 緩やかな牧草地の補完 (Lenient grazing supplement)

BE3: 生垣の管理 (Management of hedgerows)

WB3: 大型野生生物用の区画 (Large wildlife box)

WB2: 中型野生生物用の区画 (Medium wildlife box)

WB1: 小型野生生物用の区画 (Small wildlife box)

GS4: マメ科植物とハーブに富む草本 (Legume and herb-rich swards)

GS2: 投入物が非常に少ない永年草地 (Permanent grassland with very low inputs)

GS1: 小区画を管理から外す (Take small areas out of management)

WT1: 改善された草地における圃場内の池と側溝の緩衝化 (Buffering in-field ponds and ditches in improved grassland)

AB2: 基礎的な越冬刈り株 (Basic overwinter stubble)

AB15: 2年播種マメ科牧草 (Two year sown legume fallow)

(出所) Rural Payment Agency and Natural England, "Countryside Stewardship grant finder,"
<https://www.gov.uk/countryside-stewardship-grants?>

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／景観回復

1. 景観回復の概要

- 景観回復(Landscape Recovery)はELMを構成する3つのスキームのうちの1つである。重要な生息地の回復や英国の環境目標の達成にとって不可欠な土地利用の変化をもたらすことを目的とした長期的な取組を支援する新たなスキームである。景観回復のパイロット事業は少なくとも2回(2022年と2023年でそれぞれ募集)行われる予定である。
- SFIやCSがすでにあるメニューから行動を選択するのに対し、景観回復は応募する農業者等がオーダーメイドで設計する点が特徴である。
- 公的な資金提供も長期が想定されている(例えば、20年以上)。
- 第1回パイロット事業
 - 15個のパイロット事業を採択する予定(実際は質の高い応募が多く22件が採択された。採択プロジェクトは次頁参照)。
 - 第1回目事業では以下の2つのテーマを重視。
 - － イングランドの絶滅危惧種の回復と修復: 優先順位の高い生息地や生息地の質、種の豊富さの回復
 - － イングランドの小川と河川の修復: 水質や生物多様性の向上や気候変動への適応が目指され、水域や河川、氾濫原をより自然な状態に修復し、栄養汚染を減らし、水生生物の種に利益をもたらす、洪水の緩和と気候変動に対する強靱性を向上させる事業を実施
 - 期待される成果
 - － 少なくとも10,000ヘクタール(1ヘクタール=10,000平方メートル)の生息地の修復
 - － 少なくとも年間25~50キロトンの二酸化炭素排出の軽減(12,000~25,000台の車をなくすことに相当)
 - － イングランドで最も重要な種の45~57%の状態の改善(重要種: ダイシャクシギ、ツマグロヒヨウモン、ニワカナヘビなど)
 - 応募資格
 - － 500から5,000ヘクタール規模のプロジェクトを実施できる個人または団体
 - － 土地は農業や林業など他の用途で管理・使用されている否かは問わない
 - － 既存の農業環境スキームに参加している土地であるか否かは問わない(ただし、既存のスキームのうち互換性のないものは除く)
 - － 第1回目募集では、500~5,000ヘクタールの15プロジェクトを上記の2つのテーマでほぼ均等にすることを想定。
 - 選考基準
 - － 長期性、環境上の恩恵(種の回復、河川の修復等)、二酸化炭素排出と気候への強靱性、社会的インパクト(市民のアクセス、コミュニティの関与等)、プロジェクトのリーダーシップと提供、コスト)

(出所) Defra, "Landscape Recovery: round one (Policy paper)," Updated May 18, 2023, <https://www.gov.uk/government/publications/landscape-recovery-more-information-on-how-the-scheme-will-work/landscape-recovery-more-information-on-how-the-scheme-will-work>; Defra, "Landscape Recovery: round two (Policy paper)," Updated May 18, 2023, <https://www.gov.uk/government/publications/landscape-recovery-more-information-on-how-the-scheme-will-work/landscape-recovery-round-2>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／景観回復

- 2022年夏に第1回目募集分のプロジェクト22件で採択された(応募数は51件)。
- 採択後2年間、開発助成金として1,200万ポンドの一定割合を採択された農業者等で分け合う。
- 採択プロジェクトの面積を合計すると40,000ヘクタール以上となり、700キロ以上の河川の修復と少なくとも263種の生物の生息地を保護・提供するとされる。
- 採択されたプロジェクトは下記のとおり。

1. Adapting the Levels
2. Adur River Restoration project
3. Boothby Wildland project
4. Breckland Farmers Wildlife Network project
5. Darent Valley
6. East Dartmoor
7. Eelscapes: restoring the Severn Vale's wetland mosaics
8. Greater Frampton Vision
9. Holnicote River Corridors
10. Killerton Three Rivers Landscape Recovery project
11. Lake District Eastern Fells
12. Leven Carrs wetland project
13. North East Cotswolds Farmer Cluster project
14. North Norfolk: Wilder, Wetter, Better for Nature
15. The Axe Landscape Partnership
16. The Enfield Chase Restoration project
17. The South Pennines Park – Nature's Holme Landscape Recovery
18. The Three Dales project
19. Upper Duddon Landscape Recovery
20. WaLOR (Waveney and Little Ouse Headwaters) project
21. Wareham Arc
22. Wigan Greenheart

採択プロジェクトの例

Adapting the Levels

- Adapting the Levelsは、気候に脆弱なサマセットレベル(Somerset's Levels & Moors)に湿地の生息地を創出することを目的としたプロジェクトである。
- このプロジェクトは、自然を回復させることによって、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応、農業者と周辺コミュニティの長期的な良好状態(well-being)の支援といった様々な利益をいかにもたらすかを検証することが目指されている。

(出所) Somerset Wildlife Trust, <https://www.somersetwildlife.org/>; "New funding for farmers to protect and restore hectares of English landscape," Glastonbury Nub News, May 19, 2023, <https://glastonbury.nub.news/news/local-news/new-funding-for-farmers-to-protect-and-restore-hectares-of-english-landscape-184761>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑧環境土地管理スキーム(ELM)／景観回復

■ 第2回パイロット事業

- 2023年9月21日までが応募期間。
- 第2回目ではネットゼロや保護サイト(protected sites)、野生生物が豊富な生息地に重点が置かれる。

(出所) Defra, "Landscape Recovery: round two (Policy paper)," Updated May 18, 2023, <https://www.gov.uk/government/publications/landscape-recovery-more-information-on-how-the-scheme-will-work/landscape-recovery-round-2>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑨食料安全保障

1. 食料安全保障に関する報告

■ 2020年英国農業法第19条は、国務大臣は英国の食料安全保障について、少なくとも3年に1回議会に報告するよう規定している。

■ 報告には統計データの分析を含めることや特に以下の5つの事項について扱うこととされている¹。

- グローバルな食料入手可能性(世界的な需要と供給の問題やトレンド、リスク、及びそれが英国の食料供給に与える影響)
- 食料の供給源(英国内外の主要な食料供給)
- サプライチェーンの強靭性(食料サプライチェーンの基礎となる物理的、経済的、人的インフラとサプライチェーンの脆弱性)
- 食料に対する家計支出(食料の利用可能性やアクセス)
- 食の安全と消費者の食料に対する信頼性(食料に関する犯罪や安全性の問題)

■ 第19条に基づき、2021年12月に「2021年英国食料安全保障報告([UK Food Security Report 2021](#))」が公表された。

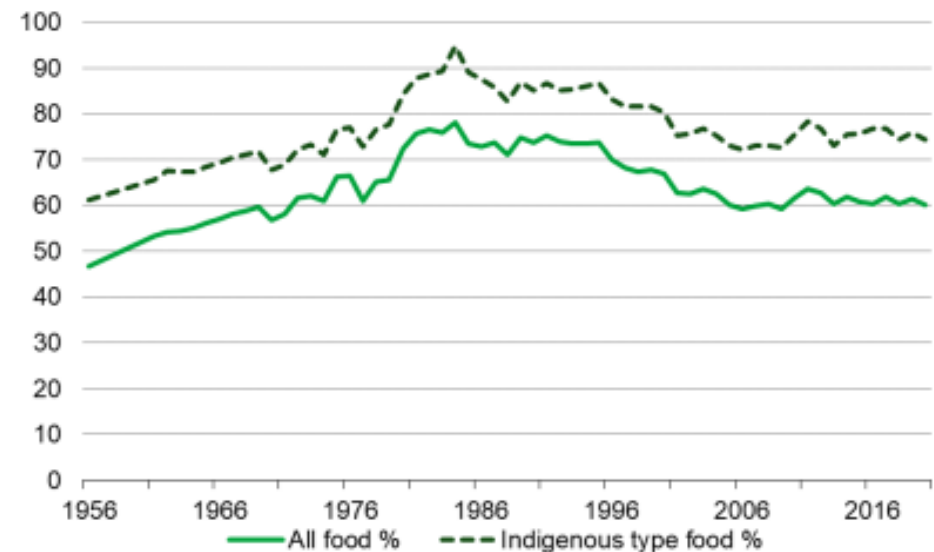
■ 食料安全保障については2009年にも「食料安全保障評価([UK Food Security Assessment](#))」(2010年に更新版)が公表されている。2021年英国食料安全保障報告はそれ以降で初の食料安全保障に関する包括的な報告である。

■ 報告では上記の5つの事項について重要メッセージ(key messages)が整理されており、次頁で紹介する。

1. 各事項の内容については、Defra, “UK Food Security Report 2021,” p.6を参照。

図表: 英国の食料自給率の推移(単位: %)

	2018	2019	2020
食料全体	60%	61%	60%
英国で生産可能な食料 (indigenous type food)	74%	76%	74%



(出所) Defra, “Agriculture in the United Kingdom 2020,” p.145, 148.

2. 英国農業政策に関する調査

⑨食料安全保障

図表：2021年英国食料安全保障報告における重要メッセージ

項目	重要メッセージの内容
グローバルな食料入手可能性	■ グローバルな食料供給と入手可能性は<u>2010年以降改善</u>しており、英国の<u>食料安全保障全体にとってよい兆候</u>。 ■ 新型コロナウイルス感染症(Covid-19)のパンデミックは国を越えるサプライチェーンに<u>一部混乱</u>を生じさせたが、<u>モノのグローバルな貿易は回復と長期的な継続</u>が見込まれる。 ■ 農業生産の拡大は農地の拡大や家畜頭数の拡大よりもむしろ、<u>穀物生産の収量増と食肉・乳製品生産の効率性の改善</u>によってもたらされると予測されている。 ■ 気候変動や気候の可変性、農地拡大による生物多様性の喪失、水産資源や水資源を含む<u>自然資本の資源の過剰利用</u>といった要素は<u>グローバルな食料生産の安定性や長期的な持続性を損なう</u>。<u>世界の低栄養と肥満</u>に関するデータは、英国を含むグローバルな食料生産が<u>人口の栄養の必要要件を平等に満たしていないこと</u>を示しているかもしれない。
食料の供給源	■ 英国は、通年における<u>多くの商品について消費者の需要を満たす多角的で長年にわたる貿易のつながりを構築</u>している。貿易相手国はEU加盟国が多くを占めており、EUからの<u>離脱が貿易に与える影響を判断するのは時期尚早</u>。 ■ <u>国内生産は安定</u>し、収量や消費者の需要は輸出入によって変動を伴っている。<u>食品廃棄は依然として多いものの、農業生産と食品製造の効率性は向上</u>しており、<u>消費者の需要を満たす方向</u>に向いている。 ■ 英国の国内生産の<u>中長期的なリスクは、気候変動や他の環境上の圧力(土壌劣化、水質や生物多様性)に起因</u>する。小麦生産は2020年に40%減少したが、これは生育期における大雨や干ばつによるものだった。2021年には回復したが、このことは不確かな天候が将来の生産に影響を与えることを示している。

2. 英国農業政策に関する調査

⑨食料安全保障

項目	重要メッセージの内容
サプライチェーンの強靱性	■ 英国は食料サプライチェーンへの打撃への強靱性がある。民間事業者の供給システムは問題対応において適応性と柔軟性を備えている。政府はリスクを監視し、新たな課題やサプライチェーンの維持のために産業界と協力している。 ■ サプライチェーンへの顕著なリスクは、エネルギー、輸送、イングランドとスコットランドの国境(borders)、労働、重要な投入物(化学薬品、添加物、原料)、データコミュニケーションへの依存から起因する。英国のビジネスへのサイバー攻撃の脅威も増している。 ■ 飲食分野のエネルギー依存はエネルギー効率性の向上によりわずかに低下しているが、農業分野におけるエネルギー依存は過去20年間でほぼ一定である。 ■ EUと非EUからの食品輸入は複数の港を入口としており、単一の港が大多数のシェアを占める状況にはない。ただし、英国のケントとフランス北部のショートストレイト(Short Strait)への依存度が高い食品がある(青果物輸入の62%、食肉輸入の42%、乳製品輸入の41%が利用)。(英国東岸における高潮等で)複数の港で物流が同時に途絶することが唯一英国の食料供給に重大な影響を与える深刻な事態である。 ■ 適切なスキル水準にある十分な労働力の確保が農業と食料分野での課題である。Covid-19による欠勤といった短期的な課題や農業食料分野の人手不足を埋め合わせるといった長期的課題が存在する。 ■ Covid-19を含む近年の圧迫の多くが英国の食品サプライチェーンに影響を与えてきた。一方で、産業界主導の対応や政府の支援を通じて、食料サプライチェーンの継続性を維持する緩和策を適用するといったサプライチェーンの強靱性も示されている。
食料に対する家計支出	■ 2019年から2020年の会計年度において、92%の世帯が食料が確保されていたと評価している。 ■ 過去10年間、食料と非アルコール飲料は平均して他のモノやサービスと比べて安価になった。しかし、入手可能性は世帯支出全体から認識される必要があり、住宅や移動が平均的な英国の世帯支出の最大の割合を占めており、両方の割合が過去10年間で増加している。 ■ イングランドの食料品店へのアクセスはほとんどにおいて十分であり、全地域の人口の少なくとも84%が公共交通機関または徒歩で15分以内で店に到達することができる。

2. 英国農業政策に関する調査

⑨食料安全保障

項目	重要メッセージの内容
食の安全と消費者の食料に対する信頼性	■ アニマルウェルフェアや環境問題、栄養、食料製造方法への懸念について、英国の<u>消費者の多数は食品が安全で適切に表示されていると信じている</u>。 ■ <u>食の安全性の規制を食品業界は非常に遵守</u>しており、過去6年間で英国構成国4か国でわずかに向上している。 ■ 食品由来の胃腸疾患を引き起こす病原体や食品媒体疾患の監視データのトレンドに関する試験所の報告は、2015年から2019年で比較的一定である。 ■ 食の安全のインシデント報告は2010年以降増えているが、これはリスクの増大というよりは<u>発見の改善や高水準の報告</u>によるものである。

(出所) Defra, "UK Food Security Report 2021," p.11, 82, 149-150, 207, 245をもとにMURC作成。

2. 英国農業政策に関する調査

⑩例外的な市場状況への対応(2020年英国農業法)

1. 2020年英国農業法における例外的な市場状況への対応に関する規定

- 2020年英国農業法では不測の事態により例外的な市場状況(exceptional market conditions)が発生した際には、宣言をして必要な支援を行うことが規定されている。
- 国務大臣は以下の場合に宣言を出すことができる(第20条)。
 - 農業市場が著しい混乱(severe turbulence)にある、またはそのおそれがある。
 - 1つまたは複数の農産物で達成可能な価格の観点から、市場の混乱がイングランドの農業者に重大な悪影響をもたらす、またはそのおそれがある。
- 国務大臣は宣言下で以下の支援措置を行うことができる(第21条)。
 - 例外的な市場状況によって農業者の収入に悪影響が生じている、または生じるおそれがある際に、イングランドの農業者に対する財政的な支援。財政的支援には、助成、融資、信用保証等がある。
 - 市場介入や民間備蓄メカニズムへの援助など、引き続き有効なEU規則のもとでの利用可能な権限の行使。

2. 英国農業政策に関する調査

⑪ サプライチェーンにおける農産品の生産者とその他の者の公平な取引(2020年英国農業法)

1. 2020年英国農業法におけるサプライチェーンにおける農産品の生産者とその他の者の公平な取引に関する規定

- 2020年英国農業法第29条では農産物の購入者の公正取引(fair dealing)の義務について規定されている。
- 英国議会の「農業法: 注釈(Agriculture Bill: Explanatory Notes)」によると、英国の**農業者は小規模な個人事業**であり、**生産者間に強いつながりがない**。他方のサプライチェーンの下流に位置する**加工業者や流通業者、小売業者は各市場の多くのシェア**を占めており、この**不均衡な関係によって農業者が不公正な取引慣行に対して脆弱な立場**に置かれていると指摘されている¹。農業者にとって有害な条件を含む契約関係であったとしても、農業者は代替策を持たず法的な保護も受けられない。
なお、英国では食料雑貨品小売業者とそのサプライヤーの間の取引慣行を規制するため、2010年2月に「食料雑貨品供給に関する行動規範(Groceries Supply Code of Practice)」が施行され、規約の運用を監督する機関として「食料雑貨品規約仲裁者(Groceries Code Adjudicator: GCA)」が設立された²。
上記注釈によるとGCAにより大規模な小売業者と直接的な取引関係にあるサプライヤーとの取引慣行は改善したとされるが、**農業者は小売業者と直接取引をすることは少ないため**、GCAによる保護の対象とはならず**不公正な取引慣行にさらされたまま**になっている。
こうした背景を踏まえ、農業法により国務大臣に公正な取引慣行を促進する権限を与えることとなった。
- 同上(6)は、契約に関連して以下の義務を課すことができる。
 - a. 書面契約の締結義務
 - b. 特定の事項に関する契約条件を含める、または含めない義務
 - c. 特定の事項に関する条件が契約に含まれている場合における、その条件によって設けられた条項に関する義務、及びその条件によって設けられた条項に関する特定の原則や慣行を遵守するための義務
- 上記のb 及びc に関する特定の事項には以下のものがある(第29条(7))
 - 購入される商品の量と品質
 - 商品の提供方法(配送のタイミングを含む)
 - 価格メカニズム(調整、割増、控除を含む)
 - 支払い方法(支払いのタイミングや方法を含む)
 - 加工、マーケティング、広告の費用
 - 契約取引の独占性(exclusivity of contractual dealing)
 - 当事者間の情報提供
 - 契約の変更(変更及び遡及的に変更の通知期間を含む)
 - 契約の期間と終了

(出所)

1. Agriculture Bill: Explanatory Notes, pp.29-30.
2. 芦川 直子「イギリス」公正取引委員会『諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析』36頁。

2. 英国農業政策に関する調査

⑪ サプライチェーンにおける農産品の生産者その他の者の公平な取引(2020年英国農業法)

2. 公平な取引に関する具体的なあり方に関する検討状況

- 書面契約の義務化や特定の契約記載事項を含めることの義務について、量や価格メカニズム、契約期間等の事項を記載した書面契約を締結するという規約を策定することができる。規約策定は品目ごとに検討されることになっており、まずは乳製品について公正取引の義務のあり方について具体的な規約策定の検討が行われているとされる。
- 乳製品の規約策定においては、価格メカニズムが大きな課題になっているとされ、価格を決める方式として、①固定価格、②変動価格、③その2つの組み合わせ、④価格を固定するが、何らかの指標に変化があった際に調整する、という4つオプションが示されている。
- 乳製品の次は、豚肉について検討する見込みとされる。

(出所) 安藤光義・杉中淳・新山陽子・小嶋大造「日常における食料安全保障の実現をめざして—フランス、イギリスからの示唆を日本にどう活かすか—」『農業と経済』2023年冬号、27-28頁。

2. 英国農業政策に関する調査

⑫農業政策の支出状況

1. 2022年4月から2023年3月までの支出状況

- 農業移行期間においては、年間で平均して24億ポンドの支出を行うこととされている。2022年4月から2023年の予定支出額は23億3,300万ポンドであったが、実際の支出額は22億3,000万ポンドであった（各事業・プログラムへの支出状況の内訳は下表のとおり）。
- 移行期における支出は2020年英国農業法を根拠にするものとそれ以前のもの（主としてCAPのスキームに基づく支出）の両方を含む。

図表：2022年4月から2023年3月までのスキーム別支出状況（単位：100万ポンド）

スキーム	支出額合計	2020年英国農業法	他の根拠法
直接支払	1,384	0	1,384
環境スチュワードシップとカントリーサイドスチュワードシップ	572	0	572
植物の健康	1	1	0
ELMの試行とテスト	3	3	0
ELMのパイロット事業	12	12	0
景観回復	1	1	0
保護された景観における農業	20	0	20
気候のための自然基金（Nature for Climate Fund）	12	0	12
家畜情報革新プログラム（Livestock Information Transformation Programme）	25	0	25
種の保全基金（Species Survival Fund）	2	0	2
技術的支援	40	0	40
環境、気候及びアニマルウェルフェアの成果への支出合計	688	17	671

2. 英国農業政策に関する調査

⑫ 農業政策の支出状況

スキーム	支出額合計	2020年英国農業法	他の根拠法
農業投資ファンド(Farming Investment Fund)	35	35	0
農業園芸研究所(Institute for Agriculture and Horticulture)	2	0	2
農業イノベーションプログラム	15	0	15
農場の強靱性	8	8	0
新規参入	1	1	0
農村の成長とLEADER	58	0	58
CMO(共通市場機構)	39	0	39
農場の繁栄の改善のための支出合計	158	44	114
全支出合計	2,230	61	2,169

(出所) Defra, "Farming and Countryside Programme annual report: 1 April 2022 to 31 March 2023," September 2023, pp.16-17.

2. 英国農業政策に関する調査

⑬英国の環境政策

1. 25か年環境計画及び2023年環境改善計画

- 英国は2035年までに温室効果ガス(GHG)排出量を1990年比で78%削減し、2050年までにGHG純排出量をゼロ(ネットゼロ)にする目標を掲げている。
- 2021年の英国のGHG排出量は約43万トン(CO₂換算)であり、1990年の約82万トンから半減させている。全てのセクターでGHG排出量は1990年比で削減されており、農業セクターも1990年の約5.1万トンから2021年には4.3万トンまで削減が進んでいる。しかし、他セクターのGHG排出量の削減速度が速く、英国のGHG排出量全体に占める農業セクターの割合はむしろ増えている(1990年:6.2%⇒2021年:10.0%)(下図表参照)。

図表: 英国GHG排出量の推移(単位: CO₂換算トン)

セクター	1990	2000	2010	2021	GHG排出量合計に占める割合	
					1990	2021
合計	817,454.32	730,246.29	617,481.95	430,653.74	-	-
エネルギー	602,894.42	553,790.53	498,931.87	334,967.71	73.8%	77.8%
工業プロセス及び製品の使用	80,028.76	53,403.71	41,001.15	32,326.75	9.8%	7.5%
農業	50,828.98	48,571.47	43,847.03	43,090.47	6.2%	10.0%
LULUCF(土地利用・土地利用変化及び林業)	11,152.48	6,326.71	1,757.36	1,164.27	1.4%	0.3%
廃棄物	72,549.67	68,153.86	31,944.54	19,104.54	8.9%	4.4%
その他	-	-	-	-	-	-

(出所) United Nations Climate Change, "Greenhouse Gas Inventory Data – Detailed data by Party" に基づきMURC作成。

- 前述のとおり、環境土地管理スキーム(ELM)は、英国の25か年環境計画(25 Year Environment Plan)と2050年までに排出量ネットゼロ公約の達成を目指しつつ、農村経済を支援することを意図した政策である。
- 25か年環境計画は、自然界の健全さの回復と維持を助けるための四半世紀にわたる行動ビジョンであり、2018年に英国政府に公表されたものである。25か年環境計画で掲げられている目標は、①きれいな大気、②きれいで十分な水、③植物と野生生物の繁栄、④環境ハザードによる危害のリスクの低減、⑤自然資源のより持続的で効率的な利用、⑥美・遺産・自然環境との関わりを高める、⑦気候変動の緩和と適応、⑧廃棄物の最小化、⑨化学物質への曝露の管理、⑩バイオセキュリティの強化である。

2. 英国農業政策に関する調査

⑬英国の環境政策

1. 25か年環境計画及び2023年環境改善計画(続き)

- 2021年には環境法(Environmental Act)が策定され、同法は上記10個の目標の達成のために必要に応じて5年ごとに計画の見直しや改訂を行うことを義務付けている。これを受けて、25か年環境計画の最初の改訂として「**2023年環境改善計画**(Environmental Improvement Plan 2023)」が策定された。
- 2023年環境改善計画では目標達成のために多くの取組が示されており、農業に関連するものも含まれている。ファーマーズ・ユニオン(NFU)は農業に関連する取組を整理している(次頁参照)。
- Defraは農業者の70%に2020年英国農業法の環境土地管理スキーム(ELM)に参加することを目標に掲げているが、2023年環境改善計画では、「2030年までに土地所有者及び農業者の65%から80%が、彼らの土地の少なくとも10%から15%において自然に優しい農業慣行を採用することを可能にする」という目標が設定されており、引き続きDefraは多くの農業者が環境に優しい農業慣行を採用するために取組む意向を示している。
- 特に野生生物の生息地の維持・回復や保護地域の良好状態の改善、水質改善などの目標では農業の貢献がとりわけ期待されており、例えば、500,000ヘクタールの新規の野生生物の生息地を創出及び回復という取組では農業が取組達成のほとんど全て(80%~100%)に貢献できるとDefraは指摘している。
- これらの取組の達成に向けた政府支援の中心はELMの3つのスキームであり、Defraはスキームのアクセスの容易さや魅力を高めるためにその改善や拡大を進める意向を示している。

(出所) Defra, "What the Environmental Improvement Plan means for you," January 31, 2023, <https://defrafarming.blog.gov.uk/2023/01/31/what-the-environmental-improvement-plan-means-for-you/>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑬英国の環境政策

図表：2023年環境改善計画における農業に関連する取組

目標	達成するための取組
植物と野生生物の繁栄	■ 25の新規又は拡大された国立自然保護区と19のさらなる自然回復プロジェクトを含む70の新規野生生物プロジェクトを開始することによって、500,000ヘクタールの新規の野生生物の生息地を創出及び回復する。 ■ 2030年までに土地所有者及び農業者の65%から80%が、彼らの土地の少なくとも10%から15%において自然に優しい農業慣行を採用することを可能にする。 ■ 2037年までに30,000マイルの生垣の低木(hedgerow)を創出及び回復すること、及び2050年までにそれを45,000マイルにするために農業者を支援する。 ■ ハリネズミからアカリスまで、最も希少な種を保護し、2030年の種の個体数目標を支援するために、数百万ポンドの種の保存基金(Species Survival Fund)を設立する。
きれいで十分な水	■ 景観回復プロジェクトの第1ラウンドを通じて400マイルの河川を修復し、イングランドの川沿いに新たに3,000ヘクタールの森林を造成する。 ■ 2027年までに160か所の排水処理施設を改良し、持続可能な農業技術を支援するための助言やインセンティブを強化するなど、栄養汚染に取り組む。 ■ 河川流域管理計画や洪水リスク管理計画を変革し、複数の利益を最大化することにより、水と洪水に関する政策をよりよく統合する。 ■ 最も頻繁に洪水に見舞われる地域への1億ポンドを含む、沿岸及び洪水対策を改善するための投資計画を実施する。 ■ 洪水、干ばつ、山火事によるリスクと影響を軽減するための行動に対して、新しい未来の農業スキームを通じて農業者に報酬を与える。
きれいな大気	■ 新たな農業スキームにおけるインセンティブを活用することでアンモニアの排出を削減する。 ■ 2023年に1,300万ポンドをスラリー貯蔵インフラに投資する。 ■ 酪農及び集約的な肉牛農場に対する環境許可条件(environmental permitting conditions)の拡充を検討する。
自然資源のより持続的で効率的な利用	■ 2028年までにイングランドの農業用の土壌の40%、2030年までに60%まで持続可能な管理にする。 ■ 土壌健康状態指標の構築、土壌の健康状態のベースラインマップの発行、農業者による独自の土壌健康状態ベースラインの確立の支援、土壌の健康状態に関する情報の収集に関する方法論の提供、ガイダンスやベストプラクティスの共有。 ■ 2021年の環境法によって定められたデュー・ディリジェンス要件を実施し、サプライチェーンにおける違法な森林伐採に対処する。
気候変動の緩和と適応	■ 660万ポンドを投じて低地泥炭の研究開発プログラムを開始する。 ■ 低地泥炭と湿潤農法の回復を支援するための新しい農業計画の選択肢を開発する。 ■ ネットゼロを達成するための進捗及び計画の更新。 ■ 2023年に土地利用フレームワークを発表し、気候変動の緩和と適応を含む土地に対する複数の需要のバランスをとる方法を設定する。 ■ 2023年に第3次国家適応プログラム(National Adaptation Programme: NAP 3)を発表し、英国の気候強靱性を構築するための5か年戦略を策定する。

2. 英国農業政策に関する調査

⑬英国の環境政策

図表：2023年環境改善計画における農業に関連する取組（続き）

目標	達成するための取組
化学物質への曝露の管理	■ 投資とアドバイスにより、農業者が統合的病害虫管理に移行し、自然を利用して害虫に対処し、製造された農薬への依存を減らすことを支援する。
廃棄物の最小化	■ プラスチック、ガラス、金属、紙類及び食品を含む異なる廃棄物を削減するため、2028年に向けた中間目標を導入。 ■ 2024年から包装の拡大生産者責任を導入し、包装のリサイクルを可能にするために企業と協力する。
美・遺産・自然環境との関わりを高める	■ 誰もが緑地又は水域から徒歩15分以内に居住すべきという新たなコミットメントを果たす。 ■ 「保護景観における農業(Farming in Protected Landscapes)」プログラムの実施を2025年までに延長する。

(出所) NFU, "What does the Environmental Improvement Plan mean for farming?," February 1, 2023, <https://www.nfuonline.com/updates-and-information/environmental-improvement-plan-2023/>を基にMURC作成。

2. 保護景観における農業プログラム(Farming in Protected Landscapes)

- 「保護景観における農業(Farming in Protected Landscapes)」プログラムは農業移行計画に含まれているプログラムの一つで、国立公園や特別自然美観地域(Area of Outstanding Natural Beauty: AONB)及び湖沼地方(Broads)において特定のプロジェクトを実施する対価として農業者や土地管理者に支払いを行うものである。対象となるプロジェクトは以下に関連するものである。
 - 自然の回復の支援
 - 気候変動の影響の緩和
 - 人々が景観や文化遺産を発見し、楽しみ、理解するための機会の提供
 - 景観や場所の質や特性の保護及び改善
- プロジェクトにより商業的利益を得ていない場合は最大で要したコストの全てがカバーされ、商業的利益を得ている場合はコストの一定割合がカバーされる。
- 本プログラムは2025年3月まで実施予定である。

(出所) Defra, "Get funding for farming in protected landscapes," May 17, 2023 (last updated), <https://www.gov.uk/guidance/funding-for-farmers-in-protected-landscapes>.

2. 英国農業政策に関する調査

⑭英国の通商政策

1. 政府食料戦略において示されている英国の通商政策

- 2022年に公表された「**政府食料戦略** (Government food strategy)」は、**①食料安全保障と持続可能な生産、②健康的で持続可能な食生活、③グローバル・フード・システムの一部としての英国**という幅広い内容を含む包括的な戦略であるが、③の中にブレグジット後の新たな貿易協定による利益の最大化等の貿易戦略について言及されている。
- 自由貿易に関する戦略及び方向性
 - 政府食料戦略では、貿易が持つ消費者が英国内で生産できない食品を購入したり食料安全保障に貢献したりするといったプラス面が言及される一方で、**英国の国内生産を支えることや英国の各種の高い基準の維持とのバランスを図る**ことの重要性が指摘されている。
 - ブレグジットによって野心的な自由貿易協定(FTA)が締結できるとし、新市場開拓とグローバルな競争力強化を進める意向が示されている。有望市場としてウイスキーやサーモン、チーズの需要が高いインドが例示されている(近年のFTA交渉状況については次頁参照)。
 - 一方で、**英国内の農業や水産食品の保護**も意識されており、具体的には**地理的表示の保護や公正な競争の確保、管理された方法による貿易障壁の撤廃**を通じてこれを実施するとしている。豪州及びニュージーランドとのFTAでは英国農業法が定める農業移行期間(2021年から2028年まで)を超えて農業部門を保護するとし、その期間中を活かして農業者がビジネスモデルを進化させ、国内外で競争できるようにするとしている。
 - 英国農産物の有望市場として、**中国、インド及び日本を含むアジア諸国、(特に乳製品について)カナダ及び米国、(特にヒツジについて)米国と中東諸国**が挙げられている(農業園芸開発理事会(AHDB; 農場経営者や生産者及びその他の人々によって設立された賦課金委員会(levy board)が整理した英国から見て輸出が有望な農産物・食品については後述)。英国飲食品輸出支援として、世界中で10名の農食品アタッシェを任命することや産業界と政府によって構成される「輸出委員会(Export Council)の新設、AHDBとの協力といった施策が示されている。
- 英国の基準維持に関する戦略・方向性
 - 上記のとおり、英国は貿易の自由化を進めるとする一方で、英国の高度な水準の各種基準を維持する姿勢を明らかにしている。具体的には**環境保護、アニマルウェルフェア、食品基準については全ての貿易交渉で妥協しない**としている。政府食料戦略では、英国市場へのアクセスを望む場合に**満たさなければならない動物衛生や生産体制に関する要件**を将来公表するとしており、英国の基準と同レベルの水準にあることを客観的に実証することが求められるとする。
 - この目的を満たすため、英国政府は**関税や割当及びセーフガードなどすべての手段を用いる**とし、FTA締結に際しては**気候変動やアニマルウェルフェア、環境といった要素と相手国との貿易関係による広範な経済的・戦略的利益とを併せて考慮**するとしている。具体的な対応の例として、豪州とニュージーランドとのFTAでは風力タービンの部品や電気自動車など環境に優しい製品の関税は撤廃した一方、豪州の豚肉、鶏肉及び鶏卵は貿易量が少なくアニマルウェルフェアに関する懸念があったことのために関税の優遇から除外されたことを挙げている。今後のFTAでも同様の手法を使うことで世界でもより良き慣行の促進していくとの意向が示されている。

2. 英国農業政策に関する調査

⑭英国の通商政策

図表：FTA交渉をめぐる近年の主な動き

年月	FTA交渉をめぐる主な動き
2020年10月	■ 日英包括的経済連携協定(EPA)署名。
2020年12月	■ 英国とEUの通商・協力協定合意。
2021年1月	■ 日英EPA発効。
2021年12月	■ 英豪FTA署名。
2022年1月	■ インドとのFTA交渉開始を発表。
2022年2月	■ 英ニュージーランドFTA署名。
2022年3月	■ カナダとの新たなFTA締結に向けた交渉開始を発表(現在はEUから継承した英国・カナダ貿易継続協定がある)。
2022年5月	■ メキシコとの新たなFTA締結に向けた交渉開始を発表(現在はEUから継承した継続協定がある)。 ■ スイスとの新たなFTA締結に向けた交渉開始を発表(現在はEUから継承した英国・スイス貿易協定がある)。
2022年6月	■ 湾岸協力会議(GCC)諸国とのFTA締結に向けた交渉開始を発表。
2022年7月	■ イスラエルとの新たなFTA締結に向けた交渉開始を発表(現在はEUから継承した貿易・連携協定(TPA)がある)。
2023年5月	■ ニュージーランド及び豪州とのFTAがそれぞれ5月31日に発効。
2023年7月	■ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)加入に関する議定書に署名。英国及び締約国内で締結に向けた国内手続きが行われ、全ての国で締結後、60日で発効する(署名15カ月以内に全ての国で締結されない場合は、英国及び6カ国以上の締約国の締結後、60日で発効)。英国政府は2024年後半の発効を見込む。 ■ トルコとの新たなFTA締結に向けた交渉開始を発表(現在はEUから継承したFTAがある)。
2023年12月	■ 英国と韓国の既存のFTA強化に向けた交渉開始を発表。

2. 英国農業政策に関する調査

⑭英国の通商政策

図表：英国から見た輸出が有望な農産物・食品

地域	国・地域	品目
EU	—	牛肉、ラム、豚肉、乳製品、穀物
北米	カナダ	牛肉、ラム、豚肉、乳製品
	米国	牛肉、ラム、豚肉、乳製品
中南米	メキシコ	豚肉、乳製品
	ドミニカ共和国	豚肉、乳製品
	チリ	牛肉、豚肉、乳製品
アフリカ	モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア	穀物、乳製品
	ガーナ	牛肉、ラム、豚肉
	コートジボワール	牛肉、ラム、豚肉
	南アフリカ	牛肉、豚肉、乳製品

地域	国・地域	品目
東アジア	日本	牛肉、ラム、豚肉、乳製品
	韓国	牛肉、豚肉、乳製品
	中国	牛肉、ラム、豚肉、乳製品、穀物
	台湾	ラム、豚肉、乳製品
	香港	牛肉、豚肉、乳製品
東南アジア	フィリピン	牛肉、豚肉、乳製品
	シンガポール	牛肉、豚肉、乳製品
	ベトナム	牛肉、豚肉、乳製品
中東	UAE、サウジアラビア、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、ヨルダン	牛肉、ラム、乳製品

(出所) AHDB, "Prospects for UK agri-food exports,"

https://projectblue.blob.core.windows.net/media/Default/Trade%20and%20policy/Export%20opportunities%202023/Maps/Prospects%20for%20UK%20Agri-food%20Exports5121_MAP.pdf.